

改正	平成11年6月11日規則第78号	平成12年3月28日規則第52号
	平成15年4月11日規則第59号	平成15年8月8日規則第90号
	平成22年3月24日規則第17号	平成22年3月31日規則第34号
	平成22年3月31日規則第45号	平成25年8月13日規則第70号
	平成27年5月28日規則第57号	平成28年3月11日規則第14号
	令和2年12月4日規則第99号	

北海道環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

北海道環境影響評価条例施行規則

北海道環境影響評価条例施行規則（昭和53年北海道規則第84号）の全部を改正する。

## 目次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	方法書の作成前の手続
第1節	配慮書（第4条の2—第4条の15）
第2節	第二種事業に係る判定（第5条・第6条）
第3章	方法書（第7条—第11条の2）
第4章	環境影響評価の実施等（第12条・第13条）
第5章	準備書（第14条—第27条）
第6章	評価書（第27条の2—第31条の2）
第7章	対象事業の内容の修正等（第31条の3—第34条）
第8章	評価書についての告示後から対象事業の実施前までの手続（第34条の2—第36条）
第9章	対象事業の実施等に係る手続（第37条—第42条）
第10章	環境影響評価その他の手続の特例等
第1節	都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第43条—第45条）
第2節	特定地域に係る環境評価その他の手続（第46条—第58条）
第11章	雑則（第59条・第60条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（第一種事業）

第2条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2欄及び第3欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

一部改正〔平成11年規則78号〕

（第二種事業）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第2欄及び第4欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

一部改正〔平成11年規則78号〕

（建築物その他の工作物の新設等を目的として行われる一連の土地の形状の変更の規模）

第4条 条例第2条第3項第2号の規則で定める規模は、形状の変更が行われる部分の土地（形状の変更が行われる部分の土地以外の土地であって、当該形状の変更が行われる部分の土地によって囲まれるものを含む。）の面積50ヘクタールとする。

### 第2章 方法書の作成前の手続

一部改正〔平成25年規則70号〕

## 第1節 配慮書

追加〔平成25年規則70号〕

(条例第3条の2の規則で定める事項)

第4条の2 条例第3条の2の規則で定める事項は、第一種事業が実施されるべき区域の位置、第一種事業の規模又は第一種事業に係る建造物等の構造若しくは配置とする。

追加〔平成25年規則70号〕

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の3 条例第3条の2の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業が実施されるべき区域の位置、第一種事業の規模又は第一種事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する適切な複数案(以下この項において「位置等に関する複数案」という。)を設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 前項に定めるところによるほか、条例第3条の2の規定による計画段階配慮事項についての検討は、知事が別に定める環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針(以下「環境影響評価技術指針」という。)の定めるところにより行わなければならない。

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書の作成)

第4条の4 条例第3条の3第1項の規定による配慮書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書の記載事項)

第4条の5 条例第3条の3第1項第6号の規則で定める事項は、記載内容についての問合せ先とする。

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書の送付部数等)

第4条の6 条例第3条の4第1項の規定により知事に対し送付する配慮書及び要約書の部数は、それぞれ65部とする。

2 条例第3条の4第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書について告示する事項)

第4条の7 条例第3条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第一種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 第一種事業の名称、種類及び規模

(3) 事業実施想定区域

(4) 関係地域(条例第3条の4第2項に規定する関係地域をいう。以下この節において同じ。)の範囲

(5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 第一種事業を実施しようとする者のホームページアドレス

(7) 配慮書について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨

(8) 条例第3条の8第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書の縦覧)

第4条の8 条例第3条の5の規定による配慮書及び要約書の縦覧は、次に掲げる場所で行うものとする。

(1) 本庁並びに総合振興局及び振興局の庁舎

(2) 関係地域をその区域に含む市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める場所

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書説明会の開催について告示する事項)

第4条の9 条例第3条の6第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第一種事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 配慮書説明会が開催される会場の収容人員その他配慮書説明会の開催に関して必要な事項

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書の公表等)

第4条の10 条例第3条の7の規定による配慮書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスを掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

2 条例第3条の7の要約書の配布その他必要な措置は、配慮書説明会における要約書の配布のほか、関係地域の道民に対して、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 要約書の配布（配慮書説明会における要約書の配布を除く。）
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への配慮書の概要の掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、配慮書の記載事項を周知させるための適切な方法

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書についての道民意見書の提出)

第4条の11 条例第3条の8第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第4条の12 条例第3条の10第1項前段の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項前段の意見を述べるため実地に調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、第一種事業を実施しようとする者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

追加〔平成25年規則70号〕

(北海道環境影響評価審議会に提出する書類等)

第4条の13 知事は、条例第3条の10第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議を経ようとするときは、次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める書類を北海道環境影響評価審議会に提出するものとする。

- (1) 配慮書の送付を受けたとき 配慮書及び要約書
- (2) 条例第3条の9の書類の送付を受けたとき 当該書類

2 前項（各号を除く。）の規定は、条例第55条において準用する条例第3条の10第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議について準用する。この場合において、前項中「次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める」とあるのは、「法第3条の7第1項の意見を求められた際に送付を受けた」と読み替えるものとする。

追加〔平成25年規則70号〕

(配慮書の案についての道民等の意見)

第4条の14 条例第3条の11第1項の規定による配慮書の案の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

2 条例第3条の11第2項の規定により知事に対し送付する配慮書の案の部数は、1部とする。

3 条例第3条の11第3項前段の規定による配慮書の案の公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

(1) 事業実施想定区域をその区域に含む市町村(この号及び次項において「関係市町村」という。)の協力を得て関係市町村の公報又は広報紙への掲載

(2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、配慮書の案を作成した旨及び第6項各号に掲げる事項を公告するための適切な方法

4 条例第3条の11第3項前段の規定による配慮書の案の縦覧は、次に掲げる場所で行わなければならない。

(1) 第一種事業を実施しようとする者の事務所

(2) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

5 条例第3条の11第3項前段の規定によるインターネットの利用による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

(1) 第一種事業を実施しようとする者のホームページに掲載すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

6 条例第3条の11第3項前段の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 第一種事業の名称、種類及び規模

(3) 事業実施想定区域

(4) 配慮書の案の縦覧の場所、期間及び時間

(5) 第一種事業を実施しようとする者のホームページアドレス

(6) 配慮書の案について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨

(7) 条例第3条の11第4項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

7 条例第3条の11第3項後段の規定により配慮書の案の記載事項を周知するための説明会(以下この項及び次項において「配慮書の案の説明会」という。)を開催するときは、配慮書の案の説明会を開催する日の1週間前までに次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 配慮書の案の説明会の開催の日時及び場所

(2) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) 第一種事業の名称、種類及び規模

(4) 事業実施想定区域

(5) 配慮書の案の説明会が開催される会場の収容人員その他配慮書の案の説明会の開催に関して必要な事項

8 第3項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

9 第4条の11の規定は、条例第3条の11第4項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「配慮書の案」と読み替えるものとする。

10 条例第3条の11第7項の規則で定める期間は、30日とする。

追加〔平成25年規則70号〕

(第一種事業の廃止等の場合の通知)

第4条の15 条例第3条の12第1項の規定による通知は、次に掲げる事項について行わなければならない。

(1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 第一種事業の名称、種類及び規模

- (3) 条例第3条の12第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第3条の12第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

追加〔平成25年規則70号〕

#### 第2節 第二種事業に係る判定

追加〔平成25年規則70号〕

（第二種事業の届出）

第5条 条例第4条第1項の規定による届出は、別記様式により行うものとする。

（第二種事業の判定の基準）

第6条 条例第4条第3項の規定による判定については、知事が別に定める判定の基準により行うものとする。

### 第3章 方法書

追加〔平成25年規則70号〕

（方法書の作成）

第7条 条例第5条第1項の規定による方法書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

一部改正〔平成25年規則70号〕

（方法書の記載事項）

第7条の2 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続の経過の概要
- (2) 条例第63条の規定による知事の求めに応じて報告し、又は提出した資料に記載した事項
- (3) 記載内容についての問合せ先

追加〔平成25年規則70号〕

（方法書の送付部数等）

第7条の3 条例第6条第1項の規定により知事に対し送付する方法書及び要約書の部数は、それぞれ65部とする。

2 条例第6条第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

追加〔平成15年規則59号〕、一部改正〔平成25年規則70号〕

（方法書について告示する事項）

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 条例第6条第2項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 事業者のホームページアドレス
- (7) 方法書について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨
- (8) 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

一部改正〔平成25年規則70号〕

（方法書の縦覧）

第9条 第4条の8の規定は、条例第7条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条の8中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同条第2号中「関係地域」とあるのは「条例第6条第2項に規定する地域」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成25年規則70号〕

（方法書説明会の開催について告示する事項）

第9条の2 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地)

- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第6条第2項に規定する地域の範囲
- (5) 方法書説明会が開催される会場の収容人員その他方法書説明会の開催に関して必要な事項  
追加〔平成25年規則70号〕

(方法書の公表等)

第9条の3 条例第7条の3の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 事業者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスを掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

2 条例第7条の3の要約書の配布その他必要な措置は、方法書説明会における要約書の配布のほか、条例第6条第2項に規定する地域の道民に対して、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 要約書の配布（方法書説明会における要約書の配布を除く。）
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への方法書の概要の掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法  
追加〔平成25年規則70号〕

(方法書についての道民意見書の提出)

第10条 第4条の11の規定は、条例第8条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「方法書」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成25年規則70号〕

(方法書についての知事の意見の提出期間)

第11条 条例第10条第1項前段の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項前段の意見を述べるため実地に調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(北海道環境影響評価審議会に提出する書類等)

第11条の2 知事は、条例第10条第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議を経ようとするときは、次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める書類を北海道環境影響評価審議会に提出するものとする。

- (1) 方法書の送付を受けたとき 方法書及び要約書
- (2) 条例第9条の書類の送付を受けたとき 当該書類

2 前項の規定は、条例第55条において準用する条例第10条第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議について準用する。この場合において、前項第2号中「条例第9条」とあるのは、「法第9条」と読み替えるものとする。

追加〔平成25年規則70号〕

#### 第4章 環境影響評価の実施等

追加〔平成25年規則70号〕

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 条例第11条の規定による環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(環境保全措置の検討等)

第13条 条例第12条の規定による環境影響評価のうち環境保全のための措置の検討並びに事後調査の項目及び手法の選定については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

い。

## 第5章 準備書

一部改正〔平成25年規則70号〕

(準備書の作成)

第14条 条例第13条第1項の規定による準備書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(準備書の記載事項)

第15条 条例第13条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象事業について行われた環境影響評価その他の手続の経過の概要
- (2) 条例第63条の規定による知事の求めに応じて報告し、又は提出した資料に記載した事項
- (3) 記載内容についての問合せ先

一部改正〔平成25年規則70号〕

(準備書の送付部数等)

第15条の2 条例第14条第1項の規定により知事に対し送付する準備書及び要約書の部数は、それぞれ65部とする。

2 条例第14条第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

追加〔平成15年規則59号〕、一部改正〔平成25年規則70号〕

(準備書について告示する事項)

第16条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域（条例第14条第2項に規定する関係地域をいう。以下同じ。）の範囲
- (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 事業者のホームページアドレス
- (7) 準備書について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨
- (8) 条例第18条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (9) 条例第18条第1項の規定による意見書の提出がないときは、条例第20条第1項の規定による見解書についての告示及び見解書の縦覧並びに条例第21条第1項の規定による意見書の提出の手続が行われない旨

一部改正〔平成25年規則70号〕

(準備書の縦覧)

第17条 第4条の8の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条の8中「配慮書」とあるのは「準備書」と、同項第2号中「関係地域」とあるのは「条例第14条第2項に規定する関係地域」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(準備書説明会の開催について告示する事項)

第18条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書説明会が開催される会場の収容人員その他準備書説明会の開催に関して必要な事項

一部改正〔平成25年規則70号〕

(準備書の公表等)

第19条 条例第17条の規定による準備書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 事業者のホームページに掲載すること。
  - (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスを掲載すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。
- 2 条例第17条の要約書の配布その他必要な措置は、準備書説明会における要約書の配布のほか、関係地域の道民に対して、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 要約書の配布（準備書説明会における要約書の配布を除く。）
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への準備書の概要の掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

一部改正〔平成25年規則70号〕  
(準備書についての道民意見書の提出)

第20条 第4条の11の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(見解書に係る電磁的記録媒体への記録の方法)

第20条の2 条例第19条の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

追加〔平成25年規則70号〕

(見解書について告示する事項)

第21条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 見解書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 事業者のホームページアドレス
- (7) 見解書について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨
- (8) 条例第21条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

一部改正〔平成25年規則70号〕

(見解書の縦覧)

第22条 第4条の8の規定は、条例第20条第1項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条の8中「配慮書及び要約書」とあるのは「見解書」と、同条第2号中「関係地域」とあるのは「条例第14条第2項に規定する関係地域」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(見解書の公表)

第22条の2 条例第20条第2項の規定による見解書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

- (1) 事業者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスを掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

追加〔平成25年規則70号〕

(見解書についての道民意見書の提出)

第23条 第4条の11の規定は、条例第21条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「見解書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(準備書についての知事の意見の提出期間)



第24条 条例第23条第1項前段の規則で定める期間は、120日とする。ただし、同項前段の意見を述べるため実地に調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第11条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(北海道環境影響評価審議会に提出する書類等)

第25条 知事は、条例第23条第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議を経ようとするときは、次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める書類を北海道環境影響評価審議会に提出するものとする。

(1) 準備書の送付を受けたとき 準備書及び要約書

(2) 見解書の送付を受けたとき 見解書

(3) 条例第22条の書類の送付を受けたとき 当該書類

(4) 条例第24条第1項の公聴会を開催したとき 当該公聴会における道民その他の者の意見の概要を記載した書類

2 前項(第2号を除く。)の規定は、条例第55条において準用する条例第23条第1項後段の北海道環境影響評価審議会の議について準用する。この場合において、前項第3号中「条例第22条」とあるのは「法第19条」と、同項第4号中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第55条において準用する条例第24条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(公聴会の開催について告示する事項)

第26条 条例第24条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業が実施されるべき区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 公述人の決定等の手続

(6) 公聴会の傍聴人の収容人員その他公聴会の開催に関して必要な事項

2 前項の規定は、条例第55条において準用する条例第24条第1項の公聴会について準用する。この場合において、前項中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第55条において準用する条例第24条第2項」と、同項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。

(公述人の決定等の手続)

第27条 条例第24条第1項(条例第55条において準用する場合を含む。)の公聴会において準備書について環境保全の見地からの意見を述べようとする者は、知事が定める日までに、知事に対し、公聴会において意見を述べたい旨を書面により申し出るものとする。この場合において、当該書面には、当該意見の概要を併せて記載するものとする。

2 知事は、前項の規定による申出をした者及び学識経験のある者のうちから公述人を定め、当該公述人にその旨を通知するものとする。

## 第6章 評価書

一部改正〔平成25年規則70号〕

(条例第25条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第27条の2 条例第25条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項の関係市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第25条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

(1) 前項に規定する修正

(2) 別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項の関係市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

追加〔平成11年規則78号〕

(評価書の作成)

第28条 条例第25条第2項の規定による評価書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(評価書の送付部数等)

第28条の2 条例第26条の規定により知事に対し送付する評価書及び要約書の部数は、それぞれ50部とする。

2 条例第26条の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

追加〔平成15年規則59号〕、一部改正〔平成25年規則70号〕

(評価書についての知事の意見の提出期間)

第29条 条例第27条第1項の規則で定める期間は、30日とする。

(評価書の補正)

第29条の2 条例第27条第2項の規定による評価書の補正は、次の各号に定める修正の区分に応じ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第5条第1項第1号、条例第13条第1項第2号から第4号まで、第7号若しくは第8号又は条例第25条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の修正を必要とする場合（当該修正後の事業が対象事業に該当する場合に限る。） 評価書について所要の補正を行うこと。

(2) 条例第5条第1項第2号若しくは第3号又は条例第13条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項の修正（条例第5条第1項第2号に掲げる事項の修正については、第27条の2に規定する修正に該当するものに限る。）を必要とする場合（当該修正後の事業が対象事業に該当する場合に限る。） 環境影響評価技術指針の定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行い、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき評価書の補正を行うこと。

追加〔平成11年規則78号〕

(条例第27条第2項の規則で定める軽微な修正等)

第29条の3 第27条の2の規定は、条例第27条第2項の規則で定める軽微な修正及び同項の規則で定める修正について準用する。

追加〔平成11年規則78号〕

(評価書について告示する事項)

第30条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業が実施されるべき区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 事業者のホームページアドレス

一部改正〔平成25年規則70号〕

(評価書の縦覧)

第31条 第4条の8の規定は、条例第28条第1項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条の8中「配慮書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(評価書の公表)

第31条の2 条例第28条第2項の規定による評価書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法によ

り行わなければならない。

- (1) 事業者のホームページに掲載すること。
- (2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスを掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

追加〔平成25年規則70号〕

#### 第7章 対象事業の内容の修正等

追加〔平成25年規則70号〕

(条例第29条第1項ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第31条の3 第27条の2の規定は、条例第29条第1項ただし書の規則で定める軽微な修正及び同項ただし書の規則で定める修正について準用する。

追加〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成25年規則70号〕

(事業内容の修正により環境影響評価その他の手続を行う場合の届出)

第32条 条例第29条第2項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 修正後の事業について条例第29条第1項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。)に規定する手続を行うこととなった旨

(事業内容の修正により第二種事業に係る判定を行う場合の届出)

第33条 前条の規定は、条例第30条第2項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出について準用する。この場合において、前条第3号中「条例第29条第1項」とあるのは、「条例第30条第1項」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等の場合の届出)

第34条 条例第31条第1項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第31条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第31条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

#### 第8章 評価書についての告示後から対象事業の実施前までの手続

一部改正〔平成25年規則70号〕

(条例第32条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第34条の2 条例第32条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の対象事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項の関係市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第32条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する変更
- (2) 別表第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第2欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、当該変更後の対象事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項の関係市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

追加〔平成11年規則78号〕

(評価書についての告示後の引継ぎの場合の届出)

第35条 第34条の規定は、条例第32条第4項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出について準用する。この場合において、第34条第3号中「条例第31条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号」とあるのは「対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨」と、同条第4号中「条例第31条第3号に該当した場合にあっては、引継ぎ」とあるのは「引継ぎ」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成11年規則78号〕

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の届出)

第36条 第32条の規定は、条例第33条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第32条第3号中「修正後の事業について条例第29条第1項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。)に規定する手続を行うこととなった旨」とあるのは、「条例第33条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続」と読み替えるものとする。

## 第9章 対象事業の実施等に係る手続

一部改正〔平成25年規則70号〕

(対象事業の着手の届出及び完了の届出)

第37条 条例第36条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業に着手した旨及びその年月日

2 前項の規定は、条例第42条第1項の規定による届出について準用する。この場合において、前項第3号中「対象事業に着手した」とあるのは、「対象事業を完了した」と読み替えるものとする。  
(着手後の事後調査等報告書及び完了後の事後調査等報告書の作成)

第38条 条例第37条第1項の規定による着手後の事後調査等報告書の作成については、次に掲げる事項を記載するほか、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施している区域

2 前項の規定は、条例第43条第1項の規定による完了後の事後調査等報告書の作成について準用する。この場合において、前項第3号中「実施している」とあるのは、「実施した」と読み替えるものとする。

(着手後の事後調査等報告書等の送付部数等)

第38条の2 条例第37条第1項の規定により知事に対し送付する着手後の事後調査等報告書の部数は、50部とする。

2 前項の規定は、条例第43条第1項の規定により知事に対し送付する完了後の事後調査等報告書の部数について準用する。

3 条例第37条第1項及び第43条第1項の電磁的記録媒体への記録の方法に関する技術的基準については、環境影響評価技術指針の定めるところによらなければならない。

追加〔平成15年規則59号〕、一部改正〔平成25年規則70号〕

(着手後の事後調査等報告書等について告示する事項)

第39条 条例第38条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業を実施している区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 着手後の事後調査等報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 事業者のホームページアドレス

(7) 着手後の事後調査等報告書について環境保全の見地から道民の意見を書面により提出することができる旨

(8) 条例第39条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定は、条例第43条第3項において準用する条例第38条第1項の規則で定める事項について準用する。この場合において、前項第3号中「実施している」とあるのは「実施した」と、同項第5号及び第7号中「着手後の事後調査等報告書」とあるのは「完了後の事後調査等報告書」と、同項第8号中「条例第39条第1項」とあるのは「条例第43条第3項において準用する条例第39条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(着手後の事後調査等報告書等の縦覧)

第40条 第4条の8の規定は、条例第38条第1項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条の8中「配慮書及び要約書」とあるのは、「着手後の事後調査等報告書」と読み替えるものとする。

2 第4条の8の規定は、条例第43条第3項において準用する条例第38条第1項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条の8中「配慮書及び要約書」とあるのは、「完了後の事後調査等報告書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(着手後の事後調査等報告書等の公表)

第40条の2 条例第38条第2項の規定による着手後の事後調査等報告書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。

(1) 事業者のホームページに掲載すること。

(2) 道の協力を得て、道のホームページに前号の規定による掲載に係るホームページアドレスを掲載すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを利用した適切な方法により公表すること。

2 前項の規定は、条例第43条第3項において準用する条例第38条第2項の規定による完了後の事後調査等報告書の公表について準用する。

追加〔平成25年規則70号〕

(着手後の事後調査等報告書等についての道民意見書の提出)

第41条 第4条の11の規定は、条例第39条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「着手後の事後調査等報告書」と読み替えるものとする。

2 第4条の11の規定は、条例第43条第3項において準用する条例第39条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第4条の11第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは、「完了後の事後調査等報告書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(着手後の事後調査等報告書等についての知事の意見の提出期間)

第42条 条例第41条第1項(条例第43条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める期間は、60日とする。

#### 第10章 環境影響評価その他の手続の特例等

一部改正〔平成25年規則70号〕

##### 第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え)

第43条 条例第44条第1項から第4項までの規定により都市計画決定権者(道を除く。)が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合における次の表の左欄に掲げる条例の規定の適用については、当該規定の同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句とする。

第3条の2	第一種事業を実施しようとする者(委託に係	第44条第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第一種事業又は第一種事
-------	----------------------	---

	る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業	業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業(以下「都市計画第一種事業」という。)
第3条の3第1項、第3条の4(第2項を除く。)、第3条の6(第1項を除く。)、第3条の7、第3条の8第1項、第3条の9、第3条の10第1項、第3条の11(第5項を除く。)&第3条の12第1項	第一種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の3第1項第1号	氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	名称
第3条の3第1項第2号	第一種事業	都市計画第一種事業
第3条の4第2項	第一種事業に	都市計画第一種事業に
	第一種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第3条の12第1項第1号	第一種事業を実施しない	都市計画第一種事業を都市計画に定めない
第3条の13第1項	第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)	第44条第2項の都市計画決定権者(以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。)
	当該第二種事業を実施しようとする者	当該第二種事業都市計画決定権者
第3条の13第2項	第二種事業を実施しようとする者	第二種事業都市計画決定権者
	第一種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	第3条の2から前条までの規定を適用する	北海道環境影響評価条例施行規則(平成11年北海道規則第7号)第43条第1項の規定により読み替えて適用される第3条の2から前条までの規定を適用する。この場合において、同項の規定により読み替えて適用される第3条の2中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第44条第4項の第二種事業又は第二種事業に係る施設」と、「第一種事業(」とあるのは「第二種事業(」と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、同項の規定により読み替えて適用される第3条の3第1項第2号、第3条の4第2項及び第3条の

		12第1項第1号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする
第4条第1項各号列記以外の部分	第二種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするとき
第4条第1項第1号	第二種事業	都市計画決定権者の名称並びに第二種事業
第4条第3項	届出をした	届出をした者、当該第二種事業を実施しようとする
第4条第4項	当該事業を実施しよう	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第4条第6項	第二種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	知事	知事及び第二種事業を実施しようとする者
第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業に係る	第44条第1項の第一種事業若しくは第一種事業に係る施設又は同条第4項の第二種事業若しくは第二種事業に係る施設（第29条第1項及び第31条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業又は第二種事業（以下「都市計画対象事業」という。）に係る
第5条第1項第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第5条第1項第2号及び第8号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
第5条第1項第7号、第6条、第7条の2（第1項を除く。）、第7条の3、第8条第1項、第9条、第10条第1項、第14条、第16条（第1項を除く。）、第17条、第18条第1項、第19条、第20条第2項、第21条第1項、第22条、第23条第1項、第25条第1項及び第2項、第27条、第28条、第29条第2項並びに第30条第2項	事業者	都市計画決定権者
第11条、第12条及び第13条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第26条	事業者	都市計画決定権者

	及び関係市町村長	、関係市町村長及び事業者
第29条第1項	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第30条第1項	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第31条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第32条第2項	事業者は、第28条第1項の規定による告示が行われた後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更	第28条第1項の規定による告示が行われた後に、都市計画決定権者にあつては第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合において、事業者にあつては当該事項を変更しようとする場合において、当該事項の変更
	該当するとき	該当するとき（事業者にあつては、都市計画決定権者が当該事項の変更に係る都市計画の変更をしようとするによりこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととなるときを含む。）

2 条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合における次の表の左欄に掲げる条例の規定の適用については、当該規定の同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句とする。

第3条の2	第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業	道は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）
第3条の3第1項各号列記以外の部分、第3条の7、第3条の8第1項及び第3条の11（第2項、第3項及び第5項を除く。）	第一種事業を実施しようとする者	道
第3条の3第1項第1号	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	道が都市計画決定権者である旨
第3条の3第1項第2号	第一種事業	都市計画第一種事業
第3条の3第1項	当該第一種事業を実施	道



第5号	しようとする者	
第3条の4第2項	前項の規定による送付を受けた	道が配慮書を作成した
	を定め、第一種事業を実施しようとする者に通知し	を定め
第3条の4第3項	第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定による通知を受けた	道は、知事が関係地域を定めた
第3条の5	前条第1項の規定による送付を受けたときは、配慮書が作成された旨	道が配慮書を作成したときは、その旨
第3条の6第2項	告示するとともに、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書説明会の開催の日時及び場所を通知する	告示する
第3条の9及び第3条の12第1項	第一種事業を実施しようとする者	道
	知事及び関係市町村長	関係市町村長
第3条の10の見出し、第10条の見出し及び第23条の見出し	知事等	関係市町村長
第3条の10第2項及び第10条第2項	前項の場合において、知事	知事は、道が前条の書類を送付したとき
第3条の11第2項	第一種事業を実施しようとする者	道
	知事及び事業実施想定区域	事業実施想定区域
第3条の11第3項	第一種事業を実施しようとする者は、第1項	道は、第1項
	当該第一種事業を実施しようとする者	道
第3条の12第1項第1号	第一種事業を実施しない	都市計画第一種事業を都市計画に定めない
第3条の12第2項	前項の規定による通知を受けた	道が前項の規定により通知した
第3条の13第1項	第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）	道
第3条の13第2項	による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しよう	により道が環境保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行う場合には、北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第43条第2項の規定により読み替えて適用され

	とする者とみなし、第3条の2から前条までの規定を適用する	る第3条の2から前条までの規定を適用する。この場合において、同項の規定により読み替えて適用される第3条の2中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第44条第4項の第二種事業又は第二種事業に係る施設」と、「第一種事業（）」とあるのは「第二種事業（）」と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、同項の規定により読み替えて適用される第3条の3第1項第2号、第3条の4第2項及び第3条の12第1項第1号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする
第4条第1項各号 列記以外の部分	第二種事業を実施しようとする者	道は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするとき
	知事に書面により届け出なければ	記載した書面を作成しなければ
第4条第1項第1号	第二種事業	道が第44条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）である旨並びに第二種事業
第4条第2項	前項の規定による届出（以下この条及び第30条第1項において「届出」という。）を受けたときは、届出	道が前項の書面を作成したときは、当該書面
	届出に係る書面	当該書面
第4条第3項	届出の	道が第1項の書面を作成した
	届出に	同項の書面に
	届出をした	当該第二種事業を実施しようとする
第4条第4項	前項	道は、知事が前項
	必要がある旨の通知を受けた者（届出をした者に限る。）	必要がある旨を通知したとき
	当該事業を実施しよう	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により道が都市計画に定めよう
	届出をする 当該届出	第1項の書面を作成する 当該書面の作成
第4条第6項	第二種事業を実施しようとする者	道
	判定を受ける	知事が判定を行う
	この場合において、当該	この場合において、
	知事	第二種事業を実施しようとする者
第4条第7項	知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知	前項の場合において、知事は、同項の規定による通知
第5条第1項各号 列記以外の部分	事業者	道
	その配慮書の内容を踏	規則で定めるところにより配慮書について北海道

	まえるとともに、第3条の10第1項の知事 の意見を勘案し、並びに 同条第4項の書面に記 載された	環境影響評価審議会の議を経た上で、 第3条の10第2項に規定する
第5条第1項第1号	事業者	道が都市計画決定権者である旨並びに事業者
第5条第1項第6号	第3条の10第1項の知 事の意見及び同条第4 項の書面に記載された	北海道環境影響評価審議会の意見及び第3条の10 第2項に規定する
第5条第1項第7号、第7条の3、 第8条第1項、第12条、第17条、第18条第1項、第20 条第2項、第21条 第1項及び第28条 第2項	事業者	道
第5条第1項第1号	事業者	道が都市計画決定権者である旨並びに事業者
第5条第2項	1又は2以上の事業者 が相互に関連する2以 上の対象事業を実施し ようとするときは、当 該事業者	相互に関連する2以上の対象事業又は対象事業に 係る施設を都市計画に定めようとするときは、道
第6条第2項	前項の規定による送付 を受けた	道が方法書を作成した
	定め、事業者に通知し	定め
第6条第3項	事業者は、前項の規定 による通知を受けた	道は、知事が前項の地域を定めた
第7条	前条第1項の規定によ る送付を受けたとき は、方法書が作成され た旨	道が方法書を作成したときは、その旨
第7条の2第2項	告示するとともに、事 業者に対し、方法書説 明会の開催の日時及び 場所を通知する	告示する
第9条	事業者	道
	知事及び関係市町村長	関係市町村長
第11条	事業者は、前条第1項 の意見を勘案するとと もに	道は、規則で定めるところにより方法書について北 海道環境影響評価審議会の議を経た上で
	同条第4項の書面に記 載された	前条第2項に規定する
第13条第1項	事業者	道
	第10条第1項の知事の 意見及び同条第4項の 書面に記載された	第10条第2項に規定する

第14条第2項	前項の規定による送付を受けた	道が準備書を作成した
	記載された	道が記載した
	定め、事業者に通知し	定め
第14条第3項	事業者は、前項の規定による通知を受けた	道は、知事が関係地域を定めた
	要約書	これを要約した書類（次条及び第17条において「要約書」という。）
第15条	前条第1項の規定による送付を受けたときは、準備書が作成された旨	道が準備書を作成したときは、その旨
第16条第2項	告示するとともに、事業者に対し、準備書説明会の開催の日時及び場所を通知する	告示する
第19条	事業者	道
	知事及び関係市町村長	関係市町村長
	、道民意見	及び道民意見
	及び見解書を記録した電磁的記録媒体を送付し	を送付し
第20条第1項	見解書の送付を受けたときは、見解書が作成された旨	道が見解書を作成したときは、その旨
第22条	事業者	道
	知事及び関係市町村長	関係市町村長
	次条及び第25条	第25条
第23条第2項	第10条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる	第10条第2項の規定は、道が前条の書類を送付した
	同条第3項中「前項」とあるのは「第23条第2項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された道民意見」とあるのは「見解書に記載された道民意見及び事業者の見解、第22条の書類に記載された道民再意見並びに第24条第1項の公聴会における道民その他の者の意見」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第23条第2項において準用する第2	同項中「方法書」とあるのは、「準備書

	項	
第25条第1項	事業者は、審査意見書に記載された知事	道は、規則で定めるところにより準備書について北海道環境影響評価審議会の議を経た上で、第23条第2項において準用する第10条第2項に規定する関係市町村長
	第23条第2項において準用する第10条第4項の書面に記載された関係市町村長	第24条第1項の公聴会における道民その他の者
第25条第2項	事業者	道
	審査意見書に記載された知事の意見及び第23条第2項において準用する第10条第4項の書面に記載された	北海道環境影響評価審議会の意見及び第23条第2項において準用する第10条第2項に規定する
第26条	事業者	道
	知事及び関係市町村長	関係市町村長及び事業者
	ならない	ならない。この場合において、道は、北海道都市計画審議会の議を経るものとする
第28条第1項	前条第1項の期間が終了したとき、又は同項の期間内において同項の意見を述べないこととしたとき（同項の意見を述べた場合にあっては、同条第2項の規定による補正又は同条第3項の規定による同条第1項の意見及び同項の意見についての事業者の見解の記載後の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたとき）は、評価書が作成された旨	道が評価書を作成したときは、その旨
	評価書（同項の意見を述べたときは、同条第2項の規定による補正又は同条第3項の規定による同条第1項の意見及び同項の意見についての事業者の見解の記載後の評価書。以下同じ。）及び要約書（同項の意見を述べたときは、評価書を要約した書類。次項において同じ。）	評価書及び要約書
第29条第1項	事業者は、	道は、知事が

	告示が行われて	告示を行って
	告示が行われる	告示を行う
	修正しよう	修正して対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第30条第1項	事業者は、	道は、知事が
	告示が行われて	告示を行って
	告示が行われる	告示を行う
	修正しよう	修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
	届出をする	書面を作成する
第30条第3項	届出	書面の作成
第30条第4項	第1項の規定による届出をした者は、	道は、知事が
	必要がない旨の通知を受けた	必要がない旨を通知する
	第6条第3項	併せて第6条第3項
第31条第1項	事業者は、	道は、知事が
	告示が行われて	告示を行って
	告示が行われる	告示を行う
	その旨を知事に書面により届け出るとともに、第6条第3項又は第14条第3項の市町村長に	第6条第3項又は第14条第3項の市町村長にその旨を
	対象事業を実施しない	対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めない
第31条第2項	前項の規定による届出を受けた	道が前項の規定による通知をした
第32条第1項	、第27条第2項又は	又は
第32条第2項	事業者は、第28条第1項の規定による告示が行われた後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更	第28条第1項の規定による告示が行われた後に、道にあっては第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合において、事業者にあっては当該事項を変更しようとする場合において、当該事項の変更
	該当するとき	該当するとき（事業者にあっては、道が当該事項の変更に係る都市計画の変更をしようとするによりこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととなるときを含む。）

3 前項に規定する場合においては、条例第3条の4第1項、第3条の6第3項及び第4項、第3条の10第1項及び第3項から第5項まで、第3条の13第1項後段、第6条第1項、第7条の2第3項及び第4項、第10条第1項及び第3項から第5項まで、第14条第1項、第16条第3項及び第4項、第23条第1項及び第3項、第27条、第28条第1項ただし書、第29条第2項並びに第30条第2項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成12年規則52号・25年70号〕

(都市計画に定められる第二種事業に係る手続の特例)

第43条の2 前条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される条例第4条第3項の規定により条例の規定による手続が行われる必要がある旨の通知がなされた第二種事業（前条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される条例第4条第4項及び第30条第3項において準用する条例第4条第3項の規定により条例の規定による手続が行われる必要がない旨の通知がなされたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。）が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

2 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

追加〔平成25年規則70号〕

（都市計画に係る手続との調整）

第44条 知事は、都市計画決定権者（道を除く。）が条例第44条第4項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合において、条例第15条又は第28条第1項の告示を行うときは、これらの者が定める都市計画についての都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による告示と同日に行うことその他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 知事は、条例第44条第4項の規定により道が環境影響評価その他の手続を行う場合において、条例第15条又は第28条第1項の告示を行うときは、道が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の規定による公告又は同法第20条第1項の規定による告示と併せて行うものとする。

3 知事は、都市計画決定権者（道を除く。）が条例第44条第4項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合において、条例第15条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供するときはこれらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と同項に規定する期間において併せて縦覧に供するように努め、条例第28条第1項の規定により同条に規定する評価書及び要約書を縦覧に供するときはこれらの者が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供するように努めるものとする。

4 知事は、条例第44条第4項の規定により道が環境影響評価その他の手続を行う場合において、条例第15条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供するときは道が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と同項に規定する期間において併せて縦覧に供し、条例第28条第1項の規定により同条に規定する評価書及び要約書を縦覧に供するときは道が定める都市計画についての同法第20条第2項に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

一部改正〔平成12年規則52号・25年70号〕

（都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例）

第45条 条例第44条第1項から第4項までの規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条の2から第34条まで（第4条の13第2項、第11条の2第2項、第25条第2項、第26条第2項及び第34条第4号（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、第4条の6、第4条の10第1項第2号、第4条の12、第4条の13第2項、第4条の15第4号、第7条の3、第9条の3第1項第2号、第11条、第11条の2第2項、第15条の2、第19条第1項第2号、第20条の2、第22条の2第1項第2号、第24条、第25条第2項、第26条第2項、第29条から第29条の3まで、第31条の2第2号、第32条、第33条及び第34条第4号）を除く。）の規定の適用については、第4条の7第1号中「第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同条第6号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第4条の9第1号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者

の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第4条の10第1項第1号及び第4条の12第2項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第4条の13第1項中「条例第3条の10第1項後段」とあるのは「条例第3条の10第1項後段（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、条例第5条第1項）」と、同項第1号及び第2号中「受けたとき」とあるのは「受けたとき（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、当該書類を作成したとき）」と、第4条の14第4項第1号及び第5項第1号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第6項第1号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第5号中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第7項第2号及び第4条の15第1号中「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、第5条中「届出」とあるのは「届出（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、書面の作成）」と、第7条の2第2号中「事項」とあるのは「事項（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、条例第63条の規定に準じて報告し、又は提出した資料に記載した事項）」と、第8条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第9条の2第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、第9条の3第1項第1号及び第11条第2項（第24条第2項において準用する場合を含む。）中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第11条の2第1項中「条例第10条第1項後段」とあるのは「条例第10条第1項後段（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、条例第11条）」と、同項第1号及び第2号中「受けたとき」とあるのは「受けたとき（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、当該書類を作成したとき）」と、第15条第2号中「事項」とあるのは「事項（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、条例第63条の規定に準じて報告し、又は提出した資料に記載した事項）」と、第16条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第18条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、第19条第1項第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第21条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、同条第6号及び第22条の2第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第25条第1項中「条例第23条第1項後段」とあるのは「条例第23条第1項後段（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、条例第25条第1項）」と、同項第1号から第3号までの規定中「受けたとき」とあるのは「受けたとき（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、当該書類を作成したとき）」と、第26条第1項第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、第27条第1項中「条例第24条第1項（条例第55条において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第24条第1項」と、第30条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、同条第6号及び第31条の2第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第32条第1号（第33条において準用する場合を含む。）中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称並びに事業者」と、第34条中「条例第31条第1項（条例第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て」とあるのは「条例第31条第1項の規定による届出（条例第44条第1項から第4項までの規定により道が計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、通知）は、次に掲げる事項を届け出て（道が当該手続を行う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面により）」と、同条第1号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者の名称



並びに事業者」とする。

一部改正〔平成12年規則52号・25年70号〕

## 第2節 特定地域に係る環境評価その他の手続

(特定地域の指定について告示する事項)

第46条 条例第46条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定地域の名称
- (2) 特定地域において実施されるべき地域開発計画の目的及び当該計画の概要

(特定地域の指定を解除する事由)

第47条 条例第46条第3項の規則で定める事由は、地域開発計画の規模の縮小その他の当該計画の目的又は内容の変更(条例第53条第1項の規定により環境評価その他の手続が行われる場合に係るものを除く。)により環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が当該地域に集中するおそれになくなったと認められることとする。

(特定地域の指定の解除について告示する事項)

第48条 条例第46条第4項において準用する同条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定地域の名称
- (2) 特定地域の指定を解除した理由

(特定地域方法書の作成)

第49条 条例第48条第1項(条例第53条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定地域方法書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(方法書に関する規定の準用)

第50条 第8条(第1号、第3号及び第4号を除く。)、第9条、第9条の2(第1号、第3号及び第4号を除く。)、第9条の3(第1項第2号を除く。)及び第10条の規定は、特定地域方法書について準用する。この場合において、第8条中「条例第7条」とあるのは「条例第48条第3項(条例第53条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する条例第7条」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象特定地域の名称及び範囲」と、同条第5号中「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「特定地域方法書を掲載した道」と、同条第7号中「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、同条第8号中「条例第8条第1項」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第8条第1項」と、第9条中「条例第7条」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第7条」と、「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、「条例第6条第2項に規定する地域」とあるのは「特定地域」と、第9条の2中「条例第7条の2第2項」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第7条の2第2項」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象特定地域の名称及び範囲」と、同条第5号中「方法書説明会」とあるのは「特定地域方法書の記載事項を周知させるための説明会」と、第9条の3第1項中「条例第7条の3」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第7条の3」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「道」と、同条第2項中「条例第7条の3」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第7条の3」と、「方法書説明会」とあるのは「特定地域方法書の記載事項を周知させるための説明会」と、「条例第6条の2に規定する地域」とあるのは「特定地域及びその周辺の地域」と、同項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と、第10条中「条例第8条第1項」とあるのは「条例第48条第3項において準用する条例第8条第1項」と、「方法書」とあるのは「特定地域方法書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(特定地域環境評価の項目等の選定)

第51条 条例第49条(条例第53条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定地域環境評価の項目並びに調査及び配慮事項に係る評価の手法の選定については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(配慮事項の検討)

第52条 条例第50条(条例第53条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定地域環境評価のうち配慮事項の検討については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければ

ならない。

(特定地域準備書の作成)

第53条 条例第51条第1項(条例第53条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定地域準備書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(準備書に関する規定の準用)

第54条 第15条、第16条(第1号、第3号、第4号及び第9号を除く。)、第17条、第18条(第1号、第3号及び第4号を除く。)、第19条(第1項第2号を除く。)、第20条、第26条第1項(第1号、第3号及び第4号を除く。)及び第27条の規定は、特定地域準備書について準用する。この場合において、第15条中「条例第13条第1項第8号」とあるのは「条例第51条第1項第8号(条例第53条第2項において準用する場合を含む。)」と、同条第1号中「対象事業について行われた環境影響評価」とあるのは「対象特定地域について行われた特定地域環境評価」と、同条第2号中「規定による知事の求めに対して」とあるのは「規定に準じて」と、第16条中「条例第15条」とあるのは「条例第51条第3項(条例第53条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)」において準用する条例第15条」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象特定地域の名称及び範囲」と、同条第5号中「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「特定地域準備書を掲載した道」と、同条第7号中「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、同条第8号中「条例第18条第1項」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第18条第1項」と、第17条中「条例第15条」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第15条」と、「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、「条例第14条第2項に規定する関係地域」とあるのは「特定地域」と、第18条中「条例第16条第2項」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第16条第2項」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象特定地域の名称及び範囲」と、同条第5号中「準備書説明会」とあるのは「特定地域準備書の記載事項を周知させるための説明会」と、第19条第1項中「条例第17条」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第17条」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「道」と、同条第2項中「条例第17条」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第17条」と、「準備書説明会」とあるのは「特定地域準備書の記載事項を周知させるための説明会」と、「関係地域」とあるのは「特定地域及びその周辺の地域」と、同項第2号及び第3号中「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、第20条中「条例第18条第1項」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第18条第1項」と、「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と、第26条第1項中「条例第24条第2項」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第24条第2項」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象特定地域の名称及び範囲」と、第27条第1項中「条例第24条第1項(条例第55条において準用する場合を含む。)」とあるのは「条例第51条第3項において準用する条例第24条第1項」と、「準備書」とあるのは「特定地域準備書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成22年規則17号・25年70号〕

(北海道環境影響評価審議会への特定地域準備書等の提出)

第55条 知事は、条例第52条第1項(条例第53条第2項において準用する場合を含む。)の北海道環境影響評価審議会の議を経ようとするときは、次の各号に掲げる時期にそれぞれ当該各号に定める書類を北海道環境影響評価審議会に提出するものとする。

- (1) 特定地域準備書を作成したとき 特定地域準備書及び要約書
- (2) 条例第51条第3項において準用する条例第19条の道民意見の概要を記載した書類を作成したとき 当該書類
- (3) 条例第51条第3項において準用する条例第24条第1項の公聴会を開催したとき 当該公聴会における道民その他の者の意見の概要を記載した書類

(特定地域評価書の作成)

第56条 条例第52条第2項(条例第53条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定地域評価書の作成については、環境影響評価技術指針の定めるところにより行わなければならない。

(評価書に関する規定の準用)

第57条 第30条(第1号、第3号及び第4号を除く。)及び第31条の規定は、特定地域評価書について準用する。この場合において、第30条中「条例第28条第1項」とあるのは「条例第52条第4項(条

例第53条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、同条第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象特定地域の名称及び範囲」と、同条第5号中「評価書」とあるのは「特定地域評価書」と、同条第6号中「事業者」とあるのは「特定地域評価書を掲載した道」と、第31条中「条例第28条第1項」とあるのは「条例第52条第4項」と、「評価書」とあるのは「特定地域評価書」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

(特定地域環境評価その他の手続を再実施する特別の事情)

第58条 条例第53条第1項第2号の規則で定める特別の事情は、特定地域に係る地域開発計画の内容の変更が行われたことに伴い、当該特定地域について既に行った特定地域環境評価に係る特定地域環境評価の項目以外の項目について配慮事項の検討を行わなければ当該地域において事業を実施しようとする者が当該事業の実施における環境保全についての適正な配慮を行うことができないと認められる場合とする。

#### 第11章 雑則

一部改正〔平成25年規則70号〕

(判定基準等の告示)

第59条 知事は、第6条の判定の基準及び環境影響評価技術指針を定めたときは、これを告示するものとする。

(市町村条例の制定により条例の規定を適用しないこととなる事業等の告示)

第60条 知事は、条例第66条第1項本文の規定により条例の規定を適用しないこととなる第二種事業及び対象事業並びに当該第二種事業及び対象事業に係る市町村条例の名称を告示するものとする。

一部改正〔平成25年規則70号〕

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1条から第13条まで、第43条(条例第4条から第12条までに係る部分に限る。)、第45条(第5条から第13条までに係る部分に限る。)、第59条及び附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

(条例附則第3条の規則で定める軽微な変更等)

第1条の2 第34条の2の規定は、条例附則第3条の規則で定める軽微な変更及び同条の規則で定める変更について準用する。この場合において、第34条の2第1項並びに同条第2項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第3中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

追加〔平成11年規則78号〕

(条例附則第3条第3号の計画)

第2条 条例附則第3条第3号の規則で定める計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条又は第87条の2に規定する土地改良事業計画とする。

(条例附則第4条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合の手続)

第3条 第32条の規定は、条例附則第4条第2項において準用する条例第29条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第32条第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同条第3号中「条例第29条第1項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第29条第1項」と読み替えるものとする。

2 第32条の規定は、条例附則第4条第2項において準用する条例第30条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第32条第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同条第3号中「条例第29条第1項(条例第33条第4項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第30条第1項」と読み替えるものとする。

3 第34条の規定は、条例附則第4条第2項において準用する条例第31条第1項の規定による届出について準用する。この場合において、第34条第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1

- 項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同条第3号中「条例第31条第1項各号」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第31条第1項各号」と、同条第4号中「条例第31条第1項第3号」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第31条第1項第3号」と、「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。
- 4 第34条の規定は、条例附則第4条第2項において準用する条例第32条第4項の規定による届出について準用する。この場合において、第34条第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施する者」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同条第3号中「条例第31条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業の実施を他の者に引き継いだ旨」と、同条第4号中「条例第31条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者」とあるのは「引継ぎにより新たに条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施する者」と読み替えるものとする。
- 5 第32条の規定は、条例附則第4条第2項において準用する条例第33条第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第32条第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施する者」と、同条第2号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同条第3号中「修正後の事業について条例第29条第1項（条例第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する手続を行うこととなった旨」とあるのは「条例附則第4条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続」と読み替えるものとする。
- 6 第37条から第42条までの規定は、条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業について準用する。この場合において、第37条第1項中「条例第36条第1項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第36条第1項」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施する者」と、同項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同条第2項中「条例第42条第1項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第42条第1項」と、「対象事業」とあるのは「第二種事業」と、第38条第1項中「条例第37条第1項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第37条第1項」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施する者」と、同項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同条第2項中「条例第43条第1項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第43条第1項」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、前項第1号中「実施する」とあるのは「実施した」と」と、「前項第3号中」とあるのは「同項第3号中」と、「、「実施した」とあるのは「「実施した」と、第39条第1項中「条例第38条」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第38条」と、同項第1号中「事業者」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施する者」と、同項第2号及び第3号中「対象事業」とあるのは「条例附則第4条第1項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同項第7号中「条例第39条第1項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第39条第1項」と、同条第2項中「条例第43条第3項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第43条第3項」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、前項第1号中「実施する」とあるのは「実施した」と」と、「「条例第39条第1項」とあるのは「「条例附則第4条第2項において準用する条例第39条第1項」と、第40条第1項中「条例第38条」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第38条」と、同条第2項中「条例第43条第3項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第43条第3項」と、第41条第1項中「条例第39条第1項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第39条第1項」と、同条第2項中「条例第43条第3項」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第43条第3項」と、第42条中「条例第41条第1項（条例第43条第3項）」とあるのは「条例附則第4条第2項において準用する条例第41条第1項（条例附則第4条第2項において準用する条例第43条第3項）」と読み替

替えるものとする。

(条例施行前に都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え)

第4条 条例附則第5条第1項から第4項まで及び条例附則第6条第1項から第3項までの規定を条例の施行後に条例第44条第1項又は第2項の規定により環境影響評価その他の手続を第二種事業を実施しようとする者又は事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者(知事を除く。)について準用する場合においては、条例附則第5条第1項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「この条例の施行後に条例第44条第1項の規定により第4条第1項の届出を第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者」と、同条第2項中「第二種事業を実施しようとする者が前項」とあるのは「前項に規定する者が同項」と、条例附則第6条第1項中「事業者」とあるのは「条例第44条第2項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

2 条例附則第5条第1項から第4項まで及び条例附則第6条第1項から第3項までの規定を条例の施行後に条例第44条第1項又は第2項の規定により環境影響評価その他の手続を第二種事業を実施しようとする者又は事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者(知事に限る。)について準用する場合においては、条例附則第5条第1項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「知事」と、「第4条第1項の規定の例により届出をする」とあるのは「第4条第1項から第3項までの規定の例による手続を行う」と、同条第2項中「知事及びこの条例」とあるのは「この条例」と、「第二種事業を実施しようとする者が前項の届出をしたときは、同条第2項及び第3項」とあるのは「知事が第4条第1項及び第2項の規定の例による手続を行ったときは、同項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「知事は、第1項」と、「必要がある旨の通知を受けた者(第1項の届出をした者に限る。)」とあるのは「必要がある旨を通知したとき」と、「届出をする」とあるのは「書面を作成する」と、「前項の規定は、当該届出」とあるのは「前2項の規定(第1項の第4条第1項の規定の例による手続に係る部分を除く。)は、当該書面の作成」と、条例附則第6条第1項中「この条例の施行後に事業者となるべき者」とあるのは「知事」と、同条第2項中「知事及びこの条例」とあるのは「この条例」と、「前項に規定する者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(第二種事業とみなされる事業)

第5条 条例附則第7条の規則で定める事業は、次の表の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ次の表の中欄及び右欄に掲げる要件に該当する一の事業(第一種事業並びに別表第1の第2欄及び第4欄に掲げる要件に該当する事業並びに環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項に規定する第一種事業及び環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)別表第1の第3欄に掲げる要件に該当する事業を除く。)とする。

事業の種類	事業内容の要件	事業規模の要件
1 道路の建設	ア 特別地域等における道路法(昭和27年法律第180号)第5条第1項、第7条第1項又は第8条第1項に規定する道路その他の道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道を除く。)の新設又は改築の事業	車道の幅員が5.5メートル以上であり(改築の事業の場合にあっては、改築後の車道の幅員が5.5メートル以上であるものを含む。)、かつ、当該地域内における長さが5キロメートル以上である道路を設けるもの
	イ 住宅地等における道路法第5条第1項の道路又は第7条第1項の道路(道路法第56条の規定により指定されたものに限る。)の新設又は改築の事業	車線の数4以上であり(改築の事業の場合にあっては、改築後の車線の数4以上であるものを含む。)、かつ、当該地域内における長さが2キロメートル以上である道路を設けるもの
2 ダム(専ら発)	特別地域等におけるダムの新築の事	河川管理施設等構造令(昭和51年政

電の用に供するものを除く。)の建設	業	令第199号) 第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位。以下同じ。)における貯水池の水面の面積が30ヘクタール以上であるもの
3 電源の開発	<p>ア 特別地域等における水力発電所の設置の工事の事業(当該水力発電所の設備にダムが含まれる場合において、当該ダムの新築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号の発電事業者(以下単に「発電事業者」という。)でないときは、当該ダムの新築である部分を除く。)</p> <p>イ 特別地域等における水力発電所の変更の工事の事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築を伴う場合において、当該ダムの新築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築である部分を除く。)</p>	<p>出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの又は設備にダムが含まれる発電所を設けるものであって、当該ダムの新築が2の項の右欄に掲げる要件に該当するもの</p> <p>出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの又はダムの新築を伴うものであって、当該ダムの新築が2の項の右欄に掲げる要件に該当するもの</p>

備考

1 この表において「特別地域等」とは、次に掲げる地域をいう。

ア 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定により指定された特別地区及び第27条第1項の規定により指定された海域特別地区の地域

イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域及び第22条第1項の規定により指定された海域公園地区の地域

ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区の地域

エ 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第17条第1項の規定により指定された特別地区の地域

オ 北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)第10条第1項の規定により指定された特別地域

2 この表において「住宅地等」とは、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域であって、同法第8条第1項第1号の規定による用途地域(工業地域及び工業専用地域を除く。)をいう。

一部改正〔平成12年規則52号・15年59号・90号・22年34号・27年57号・28年14号〕

附 則(平成11年6月11日規則第78号)

この規則は、平成11年6月12日から施行する。

附 則（平成12年 3月28日規則第52号）

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則（平成15年 4月11日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第 5 条の表備考 1 のウの事項の改正規定は、平成15年 4月16日から施行する。

附 則（平成15年 8月 8日規則第90号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年 9月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3月31日規則第34号）

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年 8月13日規則第70号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年10月 1日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の北海道環境影響評価条例施行規則別表第 1 の 5 の項のキ又はクに該当する事業であって次に掲げるものについては、北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。次項において「条例」という。）第 2 章から第10章までの規定は、適用しない。

（1）この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施された事業又は施行日に実施中の事業

（2）施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第 1 項若しくは第 2 項の認可の申請又は同法第48条第 1 項の規定による届出がなされた事業

（3）前号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第 1 項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。）

（4）前 2 号に掲げるもののほか、施行日から起算して 6 月を経過する日までに着手された事業

3 前項に規定する事業にあっては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは次に掲げる変更のみをして実施されるものに限り、同項の規定を適用する。

（1）別表第 3 の第 2 欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第 3 欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の事業について条例第 6 条第 3 項の規定を適用した場合における同項に規定する関係市町村長（以下「関係市町村長」という。）に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び条例第 2 条第 1 項に規定する環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）

（2）別表第 3 の第 2 欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

（3）前 2 号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の事業について条例第 6 条第 3 項の規定を適用した場合における関係市町村長に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

4 前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業について、北海道環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成25年北海道条例第17号）による改正後の北海道環境影響評価条例第 2 章から第10章までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

附 則（平成27年 5月28日規則第57号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年5月29日から施行する。  
附 則（平成28年3月11日規則第14号抄）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則（令和2年12月4日規則第99号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 次に掲げる事業であって、この規則による改正後の北海道環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の5の項のキ又はクに該当するものについては、北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「条例」という。）第2章から第10章までの規定は、適用しない。
  - （1） この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施された事業又は施行日に実施中の事業
  - （2） 施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出がなされた事業
  - （3） 前号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。）
  - （4） 前2号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに着手された事業
- 3 前項に規定する事業にあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは次に掲げる変更のみをして実施されるものに限り、同項の規定を適用する。
  - （1） 改正後の規則別表第3の13の項の第2欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同項の第3欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項に規定する関係市町村長（以下「関係市町村長」という。）に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び条例第2条第1項に規定する環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）
  - （2） 改正後の規則別表第3の13の項の第2欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
  - （3） 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における関係市町村長に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの
- 4 前2項の規定にかかわらず、附則第2項に規定する事業（前項の規定により附則第2項の規定の適用を受ける事業を含む。）を実施しようとする者は、当該事業について、条例第2章から第10章までの規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件
1 条例第2条第2項第1号に掲げる事業の種類	ア 道路法第5条第1項、第7条第1項又は第8条第1項に規定する道路その他の道路 （高速自動車国道法第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第12条第1項に規定する指定都市高	車線の数が4以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるもの	車線の数4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上10キロメートル未満である道路を設けるもの



	速道路及び林道を除く。以下「一般国道等」という。)の新設の事業		
	イ 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの	車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上であるもの	車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上10キロメートル未満であるもの
	ウ 林道の新設の事業	幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが20キロメートル以上である林道を設けるもの	幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上20キロメートル未満である林道を設けるもの
	エ 林道の改築の事業であって、幅員を拡張させ又は新たに林道を設けるもの(軽微な幅員の拡張に係るものを除く。)	幅員の拡張に係る部分(改築後の幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)及び新たに設けられる林道の部分(幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)の長さの合計が20キロメートル以上であるもの	幅員の拡張に係る部分(改築後の幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)及び新たに設けられる林道の部分(幅員が6.5メートル以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上20キロメートル未満であるもの
2 条例第2条第2項第2号に掲げる事業の種類	ア ダムの新築の事業	サーチャージ水位における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以下「貯水面積」という。)が100ヘクタール以上であるもの	貯水面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
	イ 堰(せき)の新築の事業	計画湛(たん)水位(堰(せき)の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰(せき)によってたたえることとした流水の最高の水位で堰(せき)の直上流部におけるものをいう。)における湛(たん)水区域(以下単に「湛(たん)水区域」という。)の面積(以下「湛(たん)水面積」という。)が100ヘクター	湛(たん)水面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの

		ル以上であるもの	
	ウ 堰（せき）の改築の事業	改築後の湛（たん）水面積が100ヘクタール以上であり、かつ、湛（たん）水面積が50ヘクタール以上増加することとなるもの	改築後の湛（たん）水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛（たん）水面積が25ヘクタール以上増加することとなるもの
	エ 湖沼水位調節施設の新築の事業	施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が100ヘクタール以上であるもの	湖沼開発面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
	オ 放水路の新築の事業	100ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの	50ヘクタール以上100ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更するもの
3 条例第2条第2項第3号に掲げる事業の種類	ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨（こ）座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条の新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業	長さが10キロメートル以上である鉄道を設けるもの	長さが5キロメートル以上10キロメートル未満である鉄道を設けるもの
	イ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業	改良に係る部分の長さが10キロメートル以上であるもの	改良に係る部分の長さが5キロメートル以上10キロメートル未満であるもの
	ウ 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。）	長さが10キロメートル以上である軌道を設けるもの	長さが5キロメートル以上10キロメートル未満である軌道を設けるもの

	の建設の事業		
	エ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業	改良に係る部分の長さが10キロメートル以上であるもの	改良に係る部分の長さが5キロメートル以上10キロメートル未満であるもの
4 条例第2条第2項第4号に掲げる事業の種類	ア 飛行場及びその施設の設置の事業	長さが2,500メートル以上である滑走路を設けるもの	長さが1,250メートル以上2,500メートル未満の滑走路を設けるもの（この項のアの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	イ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業	新設する滑走路の長さが2,500メートル以上であるもの	新設する滑走路の長さが1,250メートル以上2,500メートル未満であるもの（この項のイの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	ウ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業	延長後の滑走路の長さが2,500メートル以上であり、かつ、滑走路を500メートル以上延長するもの	延長後の滑走路の長さが1,250メートル以上であり、かつ、滑走路を250メートル以上延長するもの（この項のウの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
5 条例第2条第2項第5号に掲げる事業の種類	ア 水力発電所の設置の工事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰（せき）が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が3万キロワット以上である発電所を設けるもの又は設備にダム若しくは堰（せき）が含まれる発電所を設けるものであって、当該ダムの新築若しくは堰（せき）の新築若しくは改築がそれぞれ2の項のア、イ若しくはウの第3欄に掲げる要件に該当するもの	出力が1万5,000キロワット以上3万キロワット未満である発電所を設けるもの又は設備にダム若しくは堰（せき）が含まれる発電所を設けるものであって、当該ダムの新築若しくは堰（せき）の新築若しくは改築がそれぞれ2の項ア、イ若しくはウの第4欄に掲げる要件に該当するもの（この項のアの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
	イ 水力発電所の変更の	出力が3万キロワット以	出力が1万5,000キロワ

工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰（せき）の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。）	上である発電設備の新設を伴うもの又はダムの新築若しくは堰（せき）の新築若しくは改築を伴うものであって、当該ダムの新築若しくは堰（せき）の新築若しくは改築がそれぞれ2の項のア、イ若しくはウの第3欄に掲げる要件に該当するもの	ット以上3万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの又はダムの新築若しくは堰（せき）の新築若しくは改築を伴うものであって、当該ダムの新築若しくは堰（せき）の新築若しくは改築がそれぞれ2の項のア、イ若しくはウの第4欄に掲げる要件に該当するもの（この項のイの第3欄に掲げる要件に該当するものを除く。）
ウ 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事業	出力が15万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が7万5,000キロワット以上15万キロワット未満である発電所を設けるもの
エ 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事業	出力が15万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が7万5,000キロワット以上15万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの
オ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの
カ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの
キ 太陽電池発電所の設置の工事業	出力が4万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電所を設けるもの
ク 太陽電池発電所の変更の工事業	出力が4万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの
ケ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの
コ 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満

		を伴うもの	である発電設備の新設を伴うもの
6 条例第2条第2項第6号に掲げる事業の種類	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業	埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が30ヘクタール以上であるもの	埋立処分場所の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるもの
	イ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業	埋立処分場所の面積が30ヘクタール以上増加するもの	埋立処分場所の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満増加するもの
	ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（一般廃棄物最終処分場を除く。以下「その他の一般廃棄物処理施設」という。）及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（産業廃棄物最終処分場を除く。以下「その他の産業廃棄物処理施設」という。）の設置の事業	施行区域の面積が30ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるもの
	エ その他の一般廃棄物処理施設又はその他の産業廃棄物処理施設の規模の変更の事業	施行区域の面積が30ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が15ヘクタール以上30ヘクタール未満であるもの
7 条例第2条第2項第7号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）の面積が50ヘクタールを超えるもの	埋立干拓区域の面積が25ヘクタールを超え50ヘクタール以下であるもの
8 条例第2条第2項第8号に掲げる事業の種類	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業（15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除	施行区域の面積が100ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの

	く。)		
9 条例第2条第2項第9号に掲げる事業の種類	新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業（15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	施行区域の面積が100ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
10 条例第2条第2項第10号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業（15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	施行区域の面積が100ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
11 条例第2条第2項第11号に掲げる事業の種類	工業団地の造成（一団の土地について計画的に行われる、2以上の工場又は事業場の用に供するための敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地の造成をいう。）の事業（8の項の第2欄に掲げる要件に該当するもの及び15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	造成に係る土地の面積が100ヘクタール以上であるもの	造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
12 条例第2条第2項第12号に掲げる事業の種類	住宅団地の造成（一団の土地について計画的に行われる、2以上の住宅の用に供するための敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地の造成をいう。）の事業（8の項の第2欄に掲げる要件に該当するもの、9の項の第2欄に掲げる要件に該当するもの及び15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	造成に係る土地の面積が100ヘクタール以上であるもの	造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの

13 条例第2条第2項第13号に掲げる事業の種類	農用地の造成（一団の土地について計画的に行われる、農用地以外の土地の農用地への地目変換（土地の形状を変更するものに限る。）及びこれに附帯して施行することを相当とする土地の形状の変更をいう。）の事業（15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	造成に係る土地の面積が100ヘクタール以上であるもの	造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
14 条例第2条第2項第14号に掲げる事業の種類	ア レクリエーション施設（遊園地その他の遊戯施設、ゴルフ場その他の運動施設又はキャンプ場その他の休養施設をいう。以下同じ。）の新設の事業（15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	施行区域の面積が100ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
	イ レクリエーション施設の増設の事業（15の項のア又はイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	施行区域の面積が100ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
15 条例第2条第2項第15号に掲げる事業の種類	ア 条例第2条第2項第8号から第14号までに掲げる事業の種類に該当する事業（以下「特定事業種明示事業」という。）のいずれか2以上の事業を併せて一の事業として行う事業（この項のイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。）	施行区域の面積が100ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積が50ヘクタール以上100ヘクタール未満であるもの
	イ 特定事業種明示事業のいずれか一又は二以上の事業及び建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更（条例第2	施行区域の面積（特定事業種明示事業の部分に限る。この項のイの第4欄において同じ。）が100ヘクタール以上であるもの	施行区域の面積及び事業種非明示事業が行われる部分の土地（特定事業種明示事業及び事業種非明示事業が行われる部分の土地以外の土地であって、当該事業種非明示事

	条第2項第1号から第14号までに掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する事業として行われるものを除く。以下「事業種非明示事業」という。)を併せて一の事業として行う一連の土地の形状の変更の事業		業が行われる部分の土地によって囲まれるものを含む。)の面積の合計が50ヘクタール以上であるもの(施行区域の面積が100ヘクタール未満であるものに限る。)
16 条例第2条第3項第2号に掲げる事業	事業種非明示事業(15の項のイの第2欄に掲げる要件に該当する事業に含まれるものを除く。この項の第4欄において同じ。)		事業種非明示事業が行われる部分の土地(事業種非明示事業が行われる部分の土地以外の土地であって、当該事業種非明示事業が行われる部分の土地によって囲まれるものを含む。)の面積が50ヘクタール以上であるもの

一部改正〔平成11年規則78号・22年17号・25年70号・28年14号・令和2年99号〕

別表第2(第27条の2関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項のア及びイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項のウ及びエに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項のアに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項のイ又はウに該当する対象事業	湛(たん)水区域の位置	新たに湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰(せき)又は可動堰(せき)の別	
5 別表第1の2の項のエに該当する	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作によ	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面



対象事業	り最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区域」という。）の位置	積)が修正前の湖沼開発面積の20パーセント未満であること。
6 別表第1の2の項のオに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
7 別表第1の3の項のア又はイに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第1の3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
8 別表第1の3の項のウ又はエに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
9 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが200メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
10 別表第1の5の項のア又はイに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	堰（せき）の湛（たん）水区域の位置	新たに堰（せき）の湛（たん）水区域となる部分の面積が修正前の湛（たん）水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
11 別表第1の5の項のウ又はエに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
12 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から30メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
15 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
16 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	その他の一般廃棄物処理施設又はその他の産業廃棄物処理施設が設置される敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
18 別表第1の8から16の項に該当する対象事業	施行区域、造成に係る土地又は事業種非明示事業が行われる部分の土地の位置	新たに施行区域となる部分、新たに造成に係る土地となる部分又は新たに事業種非明示事業が行われる部分の土地となる部分の面積が修正前の施行区域又は当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。

追加〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成25年規則70号・令和2年99号〕

別表第3（第34条の2関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
---------	-------	-------------------

1 別表第1の1の項のア及びイに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設を設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 別表第1の1の項のウ及びエに該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネルの長さが20メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2の項のアに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
4 別表第1の2の項のイ又はウに該当する対象事業	湛（たん）水区域の位置	新たに湛（たん）水区域となる部分の面積が変更前の湛（たん）水面積の10パーセント未満であること。
	固定堰（せき）又は可動堰（せき）の別	
	堰（せき）の位置	堰（せき）の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
5 別表第1の2の項のエに該当する対象事業	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の10パーセント未満であること。
6 別表第1の2の項のオに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
7 別表第1の3の	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加し

項のア又はイに該当する対象事業		ないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
8 別表第1の3の項のウ又はエに該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
9 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが200メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場

		合における同条の値が75以上となる区域をいう。) から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
10 別表第1の5の項のア又はイに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム貯水区域の位置	新たにダム貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	堰(せき)の湛(たん)水区域の位置	新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
11 別表第1の5の項のウ又はエに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
12 別表第1の5の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。
13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
15 別表第1の6の項のア又はイに該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
16 別表第1の6の項のウ又はエに該当する対象事業	その他の一般廃棄物処理施設又はその他の産業廃棄物処理施設の敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地面積の10パーセント未満であること。
17 別表第1の7の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
18 別表第1の8から11まで、15又は16の項に該当する対象事業	施行区域、造成に係る土地又は事業種非明示事業が行われる部分の土地の位置	新たに施行区域となる部分、新たに造成に係る土地となる部分又は新たに事業種非明示事業が行われる部分の土地となる部分の面積が変更前の施行区域の面積又は当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加しないこと。
19 別表第1の12から14の項に該当する対象事業	造成に係る土地又は施行区域の位置	新たに造成に係る土地となる部分又は新たに施行区域となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の10パーセント

		未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
--	--	--------------------------

追加〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成25年規則70号・令和2年99号〕

別記様式

(第5条関係)

一部改正〔令和2年規則99号〕